

令和6年（行ウ）第88号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 星恵土ゼンヌルアベディン

被 告 愛 知 県 外1名

準備書面（4）

令和7年7月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智

洋



頭書事件につき、被告愛知県は、原告第6準備書面及び第9準備書面に対し、必要な限度で認否反論を行うとともに、主張を補充する。

なお、本準備書面は、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

記

第1 原告第6準備書面に対する反論

- 1 「第3 警察内部で本件運用があることを裏付ける証言が存在していること」に対する反論

原告らは、その準備書面6、第3、1ないし2において、「元愛知県警察の男性」を自称する人物のインタビューに基づくものとして縷々主張を展開す

る。

しかしながら、当該警察官を自称する人物について、具体的に自身の所属や氏名はおろか、勤務をしていた時期すら一切明らかにされておらず、かかる主張が信用に足るものではないことは言うまでもない。

したがって、原告の上記主張をもって「本件運用」なるものが存在していたことの裏付けとはなり得ないことは言うまでもない。

2 「第5 被告らの内部文書についての説について」に対する反論

(1) 「1 被告愛知県「若手警察官のための現場対応必携」について」について

原告らは、その準備書面6、第5、1（24～27頁）において、甲4号証と被告愛知県が提出した乙C3号証が酷似しているという理由に基づき、本件運用を教示・推奨する現場対応必携を現在も使用し続けているなどと結論付けている。

しかしながら、被告愛知県が、その準備書面（2）、第2、2（2頁）で既に述べたとおり（被告国が、その準備書面（3）、第3、2（18～20頁）において述べているとおり）、甲4号証については、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみに基づいて職務質問を行うことを記載しているものではなく、職務質問の要件を満たした場合の対応の心構え等を記載したものにすぎないと考えられるものである。

また、乙C3号証に記載されている「16 不良来日外国人の発見」（66頁）の項目についても、冒頭に「☆ 警ら中、外国人を職務質問したが、言葉が通じず何も聞き出すことができない。」と記載されているとおり、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみに基づいて職務質問を行うことを記載しているものではなく、警ら中、警職法2条1項に規定されている不審事由に該当する外国人を認めて職務質問した場合が前提となっているのであり、職務質問の要件を満たした場合の対応の心構え等を記載したもの

にすぎないことは明らかである。すなわち、そこに記載されているのは、パトカーの姿を見て急に反転する等の不審事由の存する外国人を不審と認めて職務質問をしたというような場面を想定した心構え等であり、そのような不審事由の存する外国人については、「入管法、薬物事犯、銃刀法等の犯罪に関係している可能性がある！！」「何らかの不法行為を犯しているとの疑いを持ち、徹底した追及所持品検査を行う。」ことを指導しているのみであって、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみに基づいて職務質問を行うことを指導しているものではない。

付言すれば、同項目については、警職法2条1項に規定されている不審事由が認められた場合における職務質問の要領を一例として例示したものに過ぎず、必ずこのような方法により職務質問を行うことを義務付けたものでもない（実際に、本件職務質問時に、警察官が警察本部又は職務質問地を管轄する警察署に、「今から△△風外国人を職務質問する」などという報告をした上で職務質問に着手したという事実はないし、原告ゼイン自身もそのような報告があった旨聞いたという主張もしていない）し、警職法2条1項の要件がないにも関わらず同項に基づく職務質問を行うことを認めたり奨励したりするものでもない。

したがって、乙C3号証を「本件運用」を基礎付けるものとする原告の前記主張は失当である。

第2 原告第9準備書面に対する認否反論

1 警察活動の責務と活動について

原告らは、その準備書面（9）（25頁）において、「原告らに対する各職務質問については、（中略）いずれも警職法2条1項の要件を欠く違法な職務質問となる。」と主張する。この点、被告愛知県は後述のとおり、原告らが主張する2023年5月9日の原告ゼインに対する愛知県警察の警察官による職

務質問は、合理的な不審事由に基づく、警職法2条1項の要件を充足したものであると主張しているものであるが、そもそも同項の要件を充足しないことをもって直ちに違法な質問であるとする時点で、原告らの主張は警察活動の法的性格に対する基本的な認識を誤っている。

警察法2条1項は、警察の責務について「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たること」とする旨定めているところ、これらの責務を達成するための警察活動は、国民の権利・自由を制限するものと、そうでないものがある。前者はその根拠となる法律（法律の委任に基づく命令を含む。）又は条例の規定で認められた範囲内に限って行うことができるものである一方で、後者は本条の責務を達成する上で必要なものであれば、個別の法律の根拠がなくとも行うことができるとされている（以上につき、警察庁長官官房編・警察法解説（新版）30ないし34頁）。

ここで、個別の法律の根拠規定を要しないとされている、国民の権利・自由を制限することのない警察活動には、警察による市民からの相談対応をはじめ、様々な警察活動が含まれ得る。警職法2条1項の要件に該当するか否かを確認するために声かけ（職務上の質問）をすることも、そのような警察活動の一環であるから、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、相手方の自由を不当に制約することにならない方法及び態様で行われる場合には、個別の法律の根拠がなくとも、当然に許容されるものであり、警職法2条1項の要件を具備していないことをもって、直ちに違法との評価を受けるものではない。

このことは、東京地裁平成24年12月18日判決（乙C7号証）において「警察の責務について定めた警察法2条1項の趣旨に照らすと、警察官による職務質問、任意同行及び所持品検査は、警察官職務執行法2条1項の要件を満たさない場合においても、一切許されないわけではなく、相手方の任

意の協力を求める形で行われ、相手方の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解される」とされているほか、東京地裁令和4年3月10日判決（乙C8号証）において「警察官が、上記責務（引用者：警察法2条1項で規定する警察の責務を指している。）を達成するために必要な活動として職務質問等を行うことについても、それが対象者の任意の協力を求める形で行われ、対象者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる場合には、適法性が認められる場合があると解される」（同判決は最高裁昭和55年9月22日第三小法廷判決・刑集34巻5号272頁を参照している。）とされていることなどからも明らかである。

本件において原告らは、警察官から原告らへの声かけに当たり、警職法2条1項に定める要件を満たさない以上、外見のみに基づく職務質問であり、本件運用が存在することの根拠である旨主張するが、そもそも当該声かけは同項の要件を満たすものであるし、仮に同項の要件を満たしていないとしても、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に当たるという警察の責務を達成するために必要な活動として適法性が認められる場合があるにも関わらず、原告らはこうした点を踏まえることなく、前記のような主張を展開しており、失当である。

2 「第2 1 (3) 原告ゼインの不審事由について」に対する認否

(1) 「イ・事実についての認否」について

原告ゼインが職務質問及び所持品検査（原告ゼインの衣類の上からポケットを触って確認した）に抵抗せずに応じたことは認め、その余は不知又は否認ないし争う。

被告愛知県が、その準備書面（1）、第3、2、(3)（7～8頁）で述べたとおり、原告ゼインは、パトカーが通りかかった途端にアパートの方に隠れるような素振り、動きをしたことから、警職法2条1項に規定されて

いる不審事由が認められたため職務質問が行われた。

この点、敷衍すれば以下のとおりである。

ア 2023年5月9日深夜帯（原告の主張によっても午後11時ころ）、原告ゼインに職務質問をしたと考えられる警察官は、愛知県警察本部地域部自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）に所属する西村兼志警部補（以下「西村警部補」という。）、羽鳥秀和巡查部長（以下「羽鳥巡查部長」という。）及び草場博基巡查長（以下「草場巡查長」という。）の3名（以下、この3名の警察官のことをいうときは「西村警部補ら」という。）である。

西村警部補らは、3名の体制でパトカーに乗車し（運転手が西村警部補、助手席が羽鳥巡查部長、後部座席に草場巡查長という乗り合わせであった）、赤色灯を点灯させたパトカーで愛知県市内を警らしていたところ（別紙図面1の㊦の方向から赤色の矢印の方向に向かって走行していた。その地点は別添写真帳の写真①で示したところ。）、羽鳥巡查部長がアパートの前の歩道上辺りに人影を発見した（人影を発見した時のパトカーの位置は別紙図面2の④であり、人影の位置は別紙図面2の⑦である。それらの地点は別添写真帳の写真②、③で示したところ。）。その人影がパトカーが通りかかった途端に（パトカーが別紙図面2の④、別添写真帳の写真②の地点に到達すると同時に）アパートの方に隠れるような素振り、動き¹をしたことから（人影の動きは別紙図面2及び別添写真帳の写真②で赤色の矢印により記載したとおりである。）、その挙動が明らかに不審であると認め、西村警部補が同アパートの前にパトカーを停車させ（停車させるに際し、西村警部補らは別紙図面3の赤色の矢印のとおりパトカーを走行させてアパートの前に停車させている。こ

¹ ゆっくり方向転換をして動く、という態様ではなく、「サッと」とか「バツと」といった感じで、素早くスピード感を持って動くというものであった。

れは、人影を確認した際、すでに別紙図面3の㊦の交差点を通過してしまっていたため、人影の所に行くために「ぐるっと回って」アパートの前まで行くこととなったものである。それらの移動地点は別添写真帳の写真④～⑥で示したところ。)、パトカーから降車した羽鳥巡查部長及び草場巡查長が職務質問を開始したものである(その際、原告ゼインは別紙図面2の㊦の場所から、別紙図面4で㊦と記載した位置に移動しており、職務質問を行った場所についても、同㊦の位置辺りである。なお、この点は、原告ら準備書面2の2頁の写真・地図と概ね整合する。その地点は別添写真帳の写真⑦で示したところ。))。

なお、羽鳥巡查部長が原告ゼインを人影として認めた時点(すなわち、パトカーが別紙図面2の㊥、別添写真帳の写真②に位置している時点)では、その人影の詳細な容貌までは認識できておらず、羽鳥巡查部長がパトカーから降車して職務質問を行うために原告ゼインに近づいた際に(すなわち、別紙図面4の㊦位置まで近づいた際に)、初めて対象者である原告ゼインの容貌が外国人風であることに気付いたものである(別紙図面2の㊥、別添写真帳の写真②位置から別紙図面2の㊦の位置までは15メートル以上の距離(※図測)があり、また、深夜帯でもあったことから、別紙図面4の㊦まで近づいて初めて原告ゼインの容貌が外国人風であることが判明したものである。))。このことから、西村警部補らが原告ゼインの容貌が外国人風であること、つまり、外見のみに基づいて職務質問を行ったものではないことが明らかである。

イ 被告愛知県が、その準備書面(1)第3(3)で述べたとおり、原告ゼインに、自宅まで身分証明書を取りに帰らせた事実はないため、当然ながら、西村警部補らは、原告ゼインの運転免許証を見ながらメモをした事実もない(なお、原告ゼインの自宅は別紙図面4に赤色で○を付した箇所にある。))。

ウ また、原告ゼインが本件職務質問の状況をカメラで撮影しようとした事実や、本件職務質問が10分程度に及んだ事実はない。

西村警部補らは、原告ゼインに犯罪の嫌疑が認められなかったことから、職務質問を終了することとし、原告ゼインに謝意の言葉をかけ、その場を離れたものであって、せいぜい数分（2～3分）の出来事であった。

(2) 「ウ 被告愛知県主張の不当性」について

ア 原告は本項で、原告ゼインの挙動につき、アパートというのは人が住む場所であって何ら向かう場所として不自然ではないとか、人が日常でも行っているような行動を捉えて不審事由と解することは許されないなどと主張している。

しかし、声かけをするまで警察官は原告ゼインの自宅を知るよしもなく、質問をしなければ自然な行動であるかも分からないし、かかる主張によれば、自宅の付近であればどういう動きをしても不審事由たり得ないということになり、それ自体失当であることは明らかである（自宅付近であろうがそうでなかろうが、不審事由は認められ、それが不審事由でないとする論拠はない。）。

イ そして、不審事由に該当するか否かの判断は、①時間的見地、②場所的見地、③対象者の挙動等から総合的に判断されるべきものであるところ、本件の場合、前記のとおり、①深夜帯の時間帯に、②人通りが閑散としている住宅街において、③赤色灯を点灯させたパトカーが通りかかった途端に素早く隠れるような素振り、動きをする人物を認めた、というケースであり、深夜帯の住宅街であることに鑑みれば、例えば住宅を対象とした侵入盗など、何らかの犯罪に関与している可能性があるとの疑念を抱くことはごく自然であり（警察官でなく、一般人が見た場合であっても不審を抱く程度の客観的、合理的な理由が存することが明らか

である。)、西村警部補らがその嫌疑について確認するため、原告ゼインに対する職務質問を開始したことは、犯罪の予防、検挙を責務とする警察官として誠に正当なものというほかはない。

以 上